

橋本市子ども・子育て支援事業計画

原案



平成 26 年 12 月

橋 本 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

| | |
|-----------|---|
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 計画の対象 | 2 |

第2章 計画の基本的な考え方

| | |
|----------------|---|
| 1 基本理念 | 3 |
| 2 基本的な視点 | 4 |
| 3 基本目標 | 6 |
| 4 施策の体系 | 8 |
| 5 教育・保育提供区域の設定 | 9 |

第3章 子育てを取り巻く状況

| | |
|----------------------|----|
| 1 橋本市の子ども・子育てを取り巻く環境 | 10 |
| 2 アンケート調査結果からみた現状 | 12 |
| 3 子育て支援施策の実施状況 | 17 |

第4章 施策の展開

| | |
|----------------------------|----|
| 基本目標1 地域ぐるみで子育て・子育て支援の充実 | 21 |
| 主要課題(1) 地域における子育て支援サービスの充実 | 21 |
| 主要課題(2) 教育・保育サービスの充実 | 21 |
| 主要課題(3) 子どもの居場所づくり | 22 |
| 基本目標2 親と子の健康の確保と増進 | 23 |
| 主要課題(1) 子どもと親の生命と健康を守る取り組み | 23 |
| 主要課題(2) 小児医療の充実 | 24 |
| 基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備 | 25 |
| 主要課題(1) 学校教育環境の充実 | 25 |
| 主要課題(2) 家庭や地域の教育力の向上 | 25 |
| 主要課題(3) 児童の健全育成の取り組み | 26 |
| 主要課題(4) 次代の担い手づくり | 26 |
| 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備 | 27 |
| 主要課題(1) 安全なまちづくり | 27 |
| 主要課題(2) 良好な住宅及び住環境の整備 | 27 |

| | |
|---|----|
| 基本目標5 仕事と生活の調和の促進 | 28 |
| 主要課題(1) 仕事と子育ての両立の支援 | 28 |
| 基本目標6 子どもたちの安全の確保 | 29 |
| 主要課題(1) 事故を防止する安全の確保 | 29 |
| 主要課題(2) 犯罪等の被害から守る活動 | 29 |
| 主要課題(3) 被害に遭った子どもへの支援 | 30 |
| 基本目標7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進 | 31 |
| 主要課題(1) 児童虐待防止対策の充実 | 31 |
| 主要課題(2) ひとり親家庭の自立支援 | 32 |
| 主要課題(3) 児童発達支援施策の充実 | 32 |
| 第5章 計画の目標値等 | |
| 1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策 | 33 |
| 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策 | 35 |
| 3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 | 43 |
| 第6章 計画の推進 | |
| 1 推進体制の充実 | 44 |
| 2 計画の点検・評価に向けて | 45 |

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務付けるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けており、本市でも平成19年3月に「橋本市次世代育成支援地域行動計画」を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成を図るため、様々な取り組みを進めてまいりました。また、平成22年3月には、「橋本市次世代育成支援地域対策行動計画（後期計画）～子ども・子育てのびのび夢プラン～」を策定しました。本計画では、前期計画で進めてきた保育サービス、子育て支援の取り組みを引き継ぐとともに前期5年間の検証をしつつ、さらに子どもの健やかな成長と子どもを育成する家庭への支援を盛り込み、子育てに関わるすべての支援策を進めてきました。

しかしながら、全国的には、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量共に不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していることなどが引き続き大きな問題となっていることを背景に、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。この新制度においては、より質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、本市においても、第一義的には「子どもは親・保護者が育てることが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

「橋本市次世代育成支援地域対策行動計画（後期計画）～子ども・子育てのびのび夢プラン～」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取り組みの成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「橋本市次世代育成支援地域対策行動計画（後期計画）～子ども・子育てのびのび夢プラン～」の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療・福祉・教育・住宅・労働・まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や関係団体などによる市民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や県の子ども・子育て支援事業計画に係る指針を踏まえるとともに、「橋本市長期総合計画」をはじめとする上位計画・関連計画と整合性を図り策定しています。

3. 計画の期間

この計画は、平成 27（2015）年度を初年度として、平成 31（2019）年度までの5年間を計画期間とします。

| 平成 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|----|---|-------|-------|-------|-------|------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 橋本市次世代育成支援地域対策行動計画 （後期計画）～子ども・子育てのびのび夢プラン～ | | | | | | | | | |
| | | | | | | 橋本市子ども・子育て支援事業計画 | | | | |

4. 計画の対象

この計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

～笑顔を未来へ～

子どもが輝くまち 橋本

市ではこれまでも、「地域の輪でともに育ち合い、親子の笑顔が輝くまち ～子ども・子育てのびのび夢プラン～」の実現に向け、子育て家庭全体を支援してきました。

子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。

この計画においては、これまでの考え方を理念として継承し、子どもが人として尊重され、健やかに成長する環境を、家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連帯でつくり上げていきます。

2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、市は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

1. 子どもの幸せを第一に考える視点

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わる様々な権利が擁護されなければなりません。

2. すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援することが必要です。

3. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を促す視点

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していくことが必要です。

4. 地域社会全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

5. 地域の社会資源を活用する視点

本市には公民館、学校などの公共施設や子育てサークルを始めとする様々な地域活動、また、豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていくことが大切です。

6. サービスの量と質を確保する視点

行政サービスは、ただ市民に提供すればよいというわけではありません。特に、サービスの対象が乳幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量を確保するとともにサービスの質を高めていくことも大切です。

7. 地域の実情に応じた取り組みの視点

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、市の中でも多様な地域が存在しています。子ども・子育て支援のさらなる充実を図るためにも地域の特性に応じた取り組みとして推進していく必要があります。

8. 次代の担い手づくりという視点

次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みとして進めていきます。

3. 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の7つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

- 基本目標 1 地域ぐるみで子育て・子育て支援の充実
- 基本目標 2 親と子の健康の確保と増進
- 基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備
- 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標 5 仕事と生活の調和の促進
- 基本目標 6 子どもたちの安全の確保
- 基本目標 7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進

基本目標 1 地域ぐるみで子育て・子育て支援の充実

共働き家庭や家事に専念している人の家庭、ひとり親家庭など、子育てに関わるすべての人に対して、安心して子育てできるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。また、子育て家庭と地域を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、地域における子育て支援を充実していきます。

基本目標 2 親と子の健康の確保と増進

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を保持・増進していくために、栄養のバランスと規則正しい食事習慣の教育（食育）、各種育児相談、思春期における保健教育、親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。

基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備

子どもたちが、様々な学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して産み育てることができるよう、近所の子どもたちが集まる身近な公園やベビーカーでも利用しやすい道路や施設の整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。また、子育てしやすい居住環境の整備など、ハード・ソフトにわたる子育てを支援する生活環境の整備を進めます。

基本目標5 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や市内事業所等と連携しながら、事業主における行動計画の策定を促します。また、働く人々の権利である育児休業制度や関連制度などの情報提供により意識啓発に取り組みます。

基本目標6 子どもたちの安全の確保

交通事故や犯罪などの被害に遭うことのない安心安全な地域づくりのため、地域ぐるみであらゆる要因を速やかに取り除き、事故や犯罪を未然に防ぐ地道な取り組みを推進していきます。

基本目標7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進

よりきめ細かな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭に対する生活支援や支援が必要な児童に対する福祉サービスなどの取り組みを進めます。特に、児童虐待は、子どもに対する人権侵害として非常に重大な問題であることから、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。

4. 施策の体系

計画における基本目標、主要課題、施策の方向を以下のように整理します。

| 基本目標 | 主要課題 | 施策の方向 |
|---------------------------|-----------------------|--|
| 1 地域ぐるみで子育て・子育て支援の充実 | (1)地域における子育て支援サービスの充実 | ①地域ぐるみの子育て支援 ②情報提供と相談活動の充実 ③仲間づくりの場の充実 |
| | (2)教育・保育サービスの充実 | ①教育・保育サービスの量と質の確保 ②多様な保育サービスの提供 ③幼児期の教育・保育の一体的提供 |
| | (3)子どもの居場所づくり | ①放課後児童対策の充実 ②児童館等の充実 |
| 2 親と子の健康の確保と増進 | (1)子どもと親の生命と健康を守る取り組み | ①講座や教室、相談事業の充実 ②健診等の充実 ③食に関する体験学習等の充実 ④健康的な生活習慣の確立への啓発 ⑤思春期保健対策の充実 |
| | (2)小児医療の充実 | ①小児医療体制・夜間救急医療体制の充実 ②かかりつけ医等の普及 ③医療費に係る経済的支援 |
| 3 子どもの成長に資する教育環境の整備 | (1)学校教育環境の充実 | ①教育方法の改善と教職員の資質向上 ②教育相談の充実 ③地域とつながる学校づくり |
| | (2)家庭や地域の教育力の向上 | ①学習機会・情報提供の拡充 |
| | (3)児童の健全育成の取り組み | ①体験活動等の充実 ②子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |
| | (4)次代の担い手づくり | ①世代間交流の促進 |
| 4 子育てを支援する生活環境の整備 | (1)安全なまちづくり | ①安全・安心なまちづくり |
| | (2)良好な住宅及び住環境の整備 | ①良質な住宅環境等の確保 ②開発時の子育て支援施設の整備促進 |
| 5 仕事と生活の調和の促進 | (1)仕事と子育ての両立の支援 | ①働き方の見直しの啓発活動 ②事業主への啓発活動 ③女性の再就職の支援 |
| 6 子どもたちの安全の確保 | (1)事故を防止する安全の確保 | ①安全な道路交通環境の整備 ②交通安全教育の推進 ③家庭での事故防止の啓発 |
| | (2)犯罪等の被害から守る活動 | ①地域ぐるみで犯罪を防止 |
| | (3)被害に遭った子どもへの支援 | ①カウンセリングや相談助言活動の充実 |
| 7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進 | (1)児童虐待防止対策の充実 | ①児童虐待防止ネットワークの充実 |
| | (2)ひとり親家庭の自立支援 | ①母子家庭等の自立のための支援 ②施策・取り組みについての情報提供 |
| | (3)児童発達支援施策の充実 | ①早期発見と療育、教育・保育の充実 ②支援が必要な児童へのサービスの充実 |

5. 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域を設定することとされています。

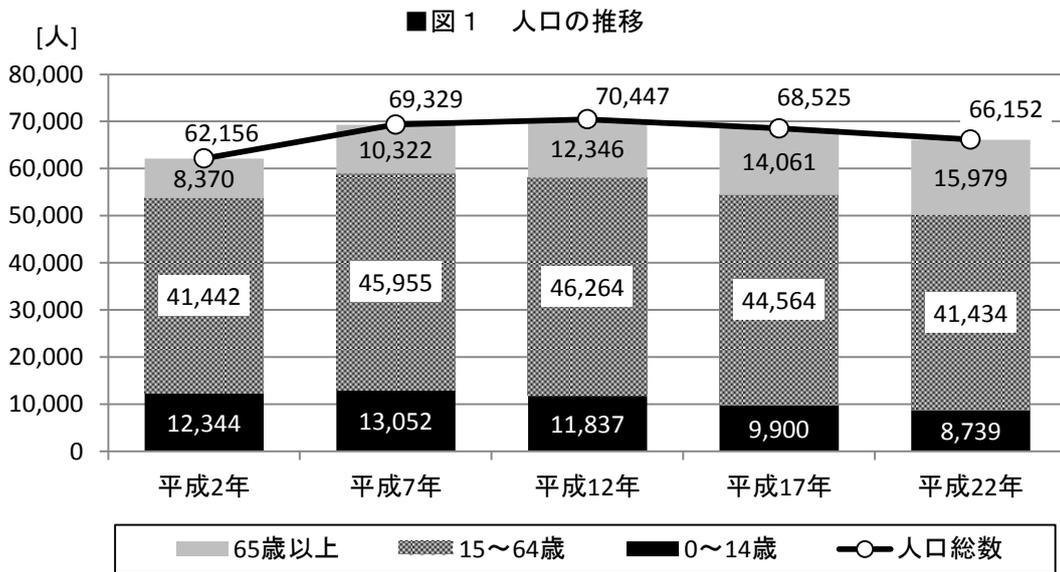
本市では市内の教育・保育の利用状況等を総合的に判断し、教育・保育提供区域に関して市全域を1区域として一体的に提供します。ただし、放課後児童健全育成事業においては、市内11地区で提供体制の確保を図ります。

第3章 子育てを取り巻く状況

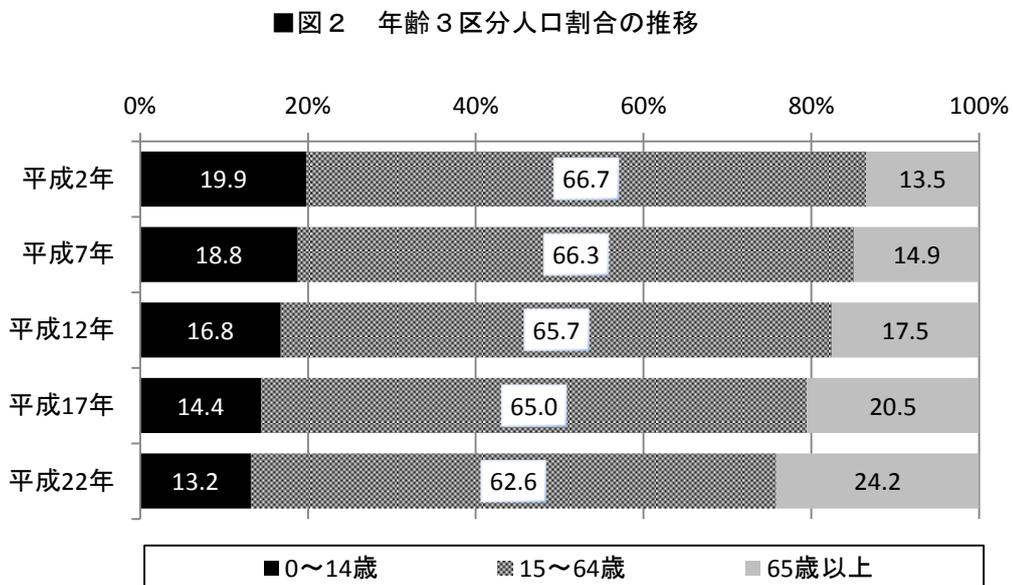
1. 橋本市の子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 人口構造

本市の総人口の推移をみると、平成2年の6万人台から増加し、平成12年に7万人を超えましたが、その後は減少傾向となり、平成22年に66,152人となっています。0歳～14歳人口が減少している一方で、65歳以上人口が増加しており、少子高齢化が進展しています。



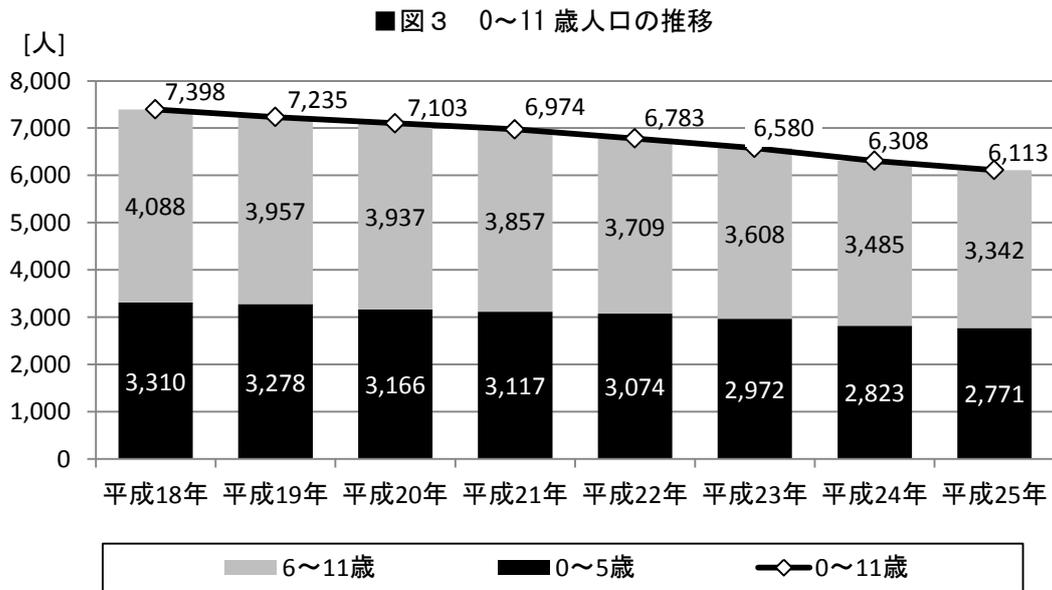
資料：国勢調査（各年10月1日）
 ※平成17年以前は、旧橋本市と旧高野口町の数値の合算、以下の図についても同様



資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 児童人口の状況

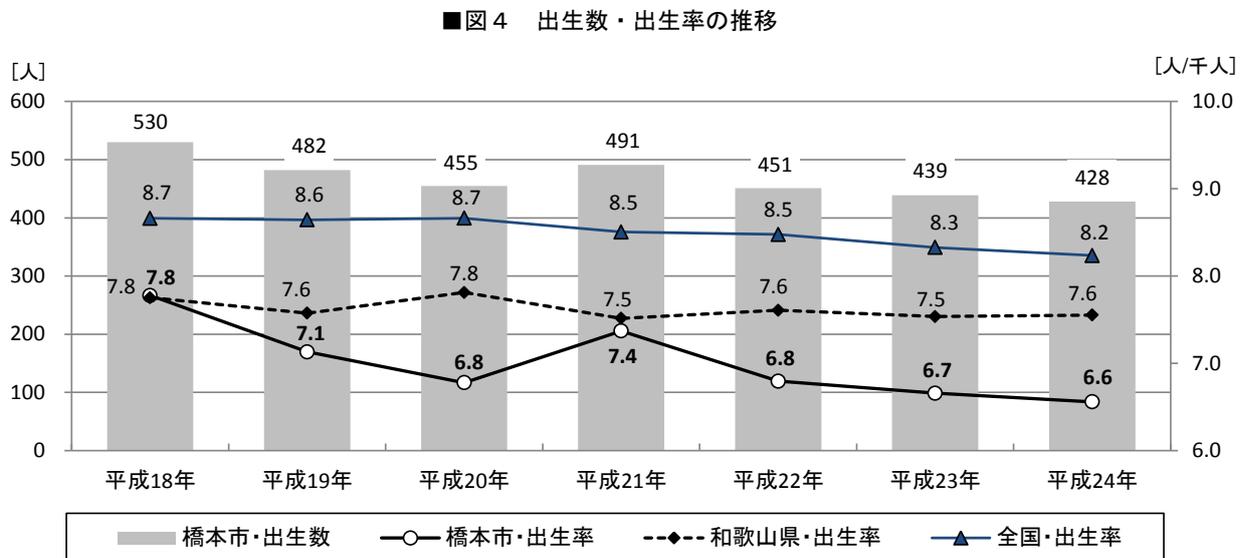
本市における0～11歳人口は減少傾向で推移しており、平成25年に6,113人となっています。0～5歳、6～11歳の区分でも、ともに減少しています。



(3) 出生の状況

本市の出生数は平成18年に530人でしたが、平成19年に482人に減少し、平成21年からは、減少傾向になり平成24年には428人となっています。

また、出生率をみると、平成18年7.8から平成24年6.6と低下しており、全国や県に比べて低い値で推移しています。



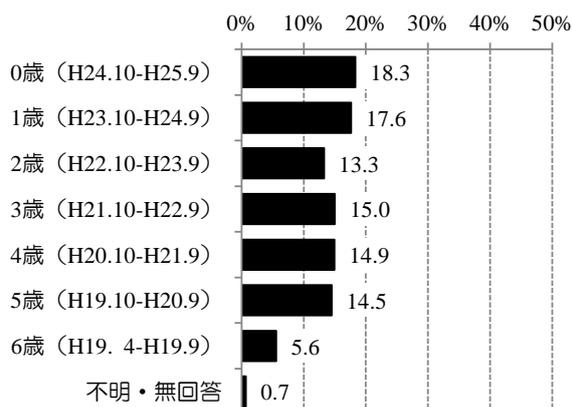
2. アンケート調査結果からみた現状

本計画策定にあたり、平成25年に「橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」を実施しました。この調査では、ニーズ調査とともに子育て等に関する意識と実態についての調査も行いました。

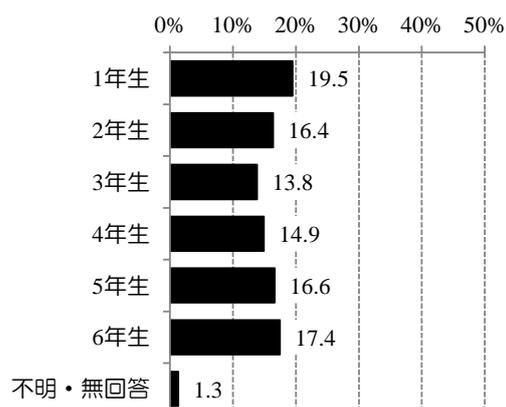
(1) 子どもの年齢・学年

アンケート調査の有効回収票から、年齢・学年の内訳は下記の通りとなっていました。結果を把握する際の規定数として参照します。

■ 図5 就学前児童 (N=1,145)



■ 図6 小学生児童 (N=831)

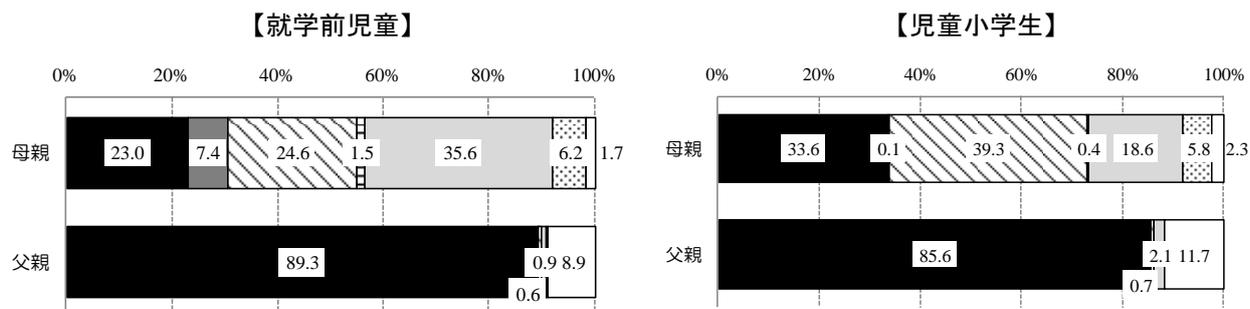


(2) 父親と母親の就労状況

保護者の就労状況を見ると、就学前児童の父親ではフルタイム就労者（休業中は含まない）が9割近く、小学生児童でも同じく8割半程度を占めています。

一方、母親では、就学前児童で「以前は就労していたが、現在は就労していない」人が3割半程度、小学生児童で「パート・アルバイト就労者（休業中は含まない）」が4割近くと、他の就労状況よりも高くなっています。

■ 図7 保護者の就労状況



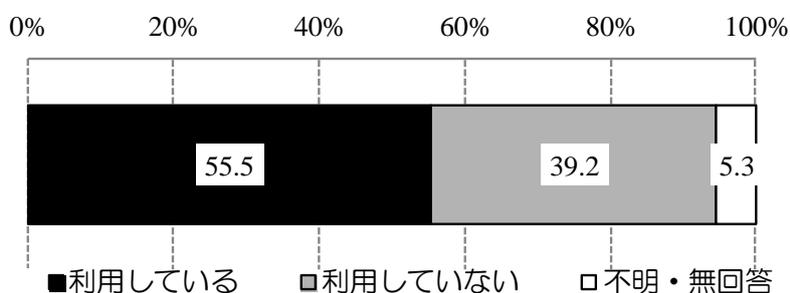
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 不明・無回答

(3) 教育・保育事業利用の実態と意向

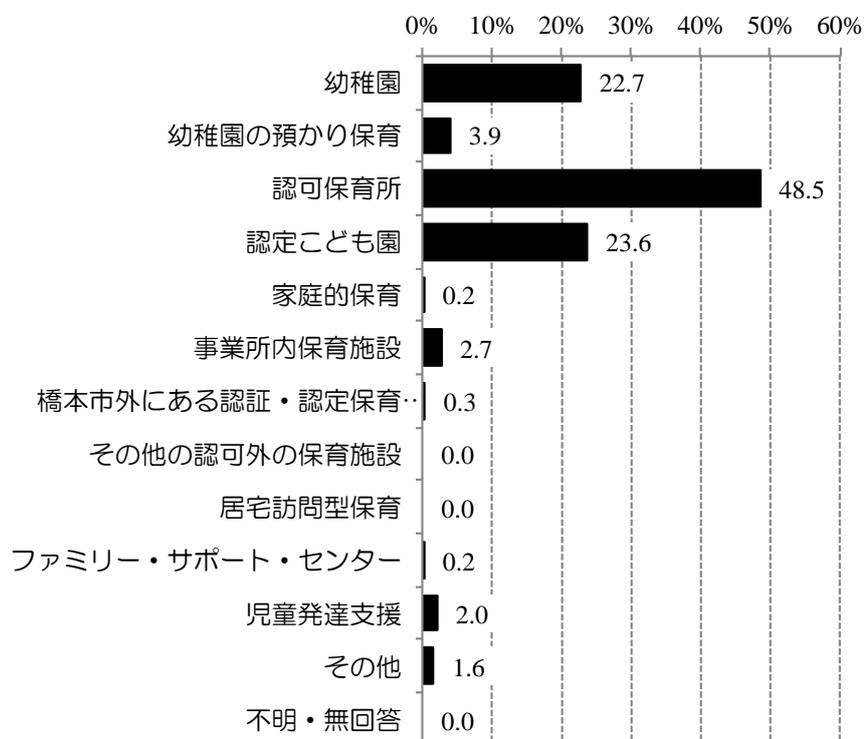
①教育・保育事業の利用実態

平日の定期的な保育サービス利用について、就学前児童の保護者にたずねたところ、「利用している」が55.5%となっています。また、その種類は、「認可保育所」が最も高く(48.5%)、次いで「認定こども園」(23.6%)、「幼稚園」(22.7%)となっています。

■図8 教育・保育事業の利用状況 就学前児童 (N=1,145)



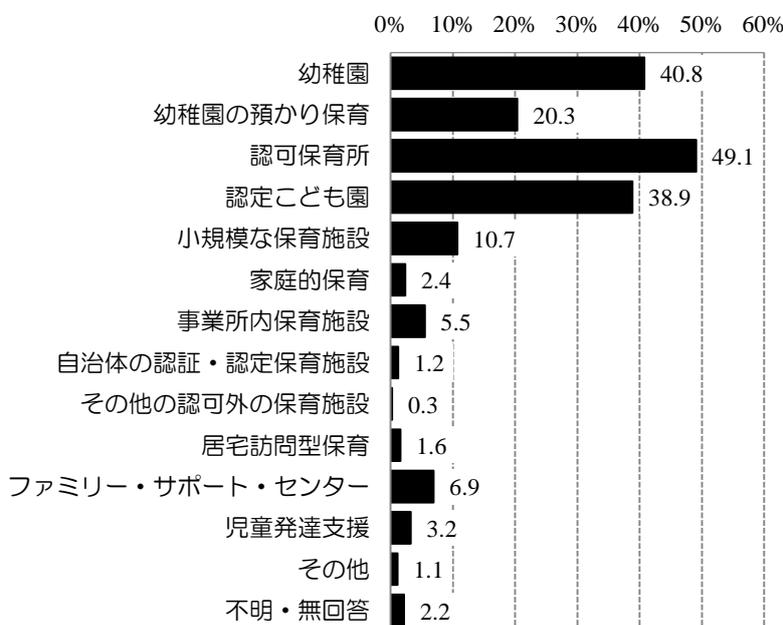
■図9 定期的にご利用している教育・保育事業 就学前児童 (N=635)



②今後の教育・保育事業の利用希望

今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が最も高く（49.1%）、次いで「幼稚園」（40.8%）、「認定こども園」（38.9%）となっています。

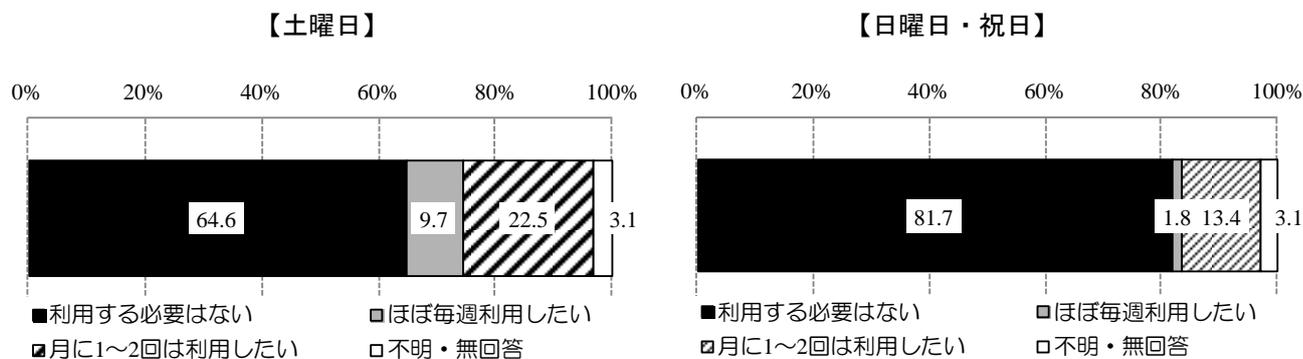
■ 図 10 定期的に利用したい教育・保育事業 就学前児童（N=1,145）



③土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日、日曜日・祝日での教育・保育事業の利用希望については、共に「利用する必要はない」が高くなっています。また、「月に1～2回は利用したい」が土曜日で22.5%、日曜日・祝日で13.4%となっています。

■ 図 11 定期的な教育・保育事業の利用希望 就学前児童（N=1,145）

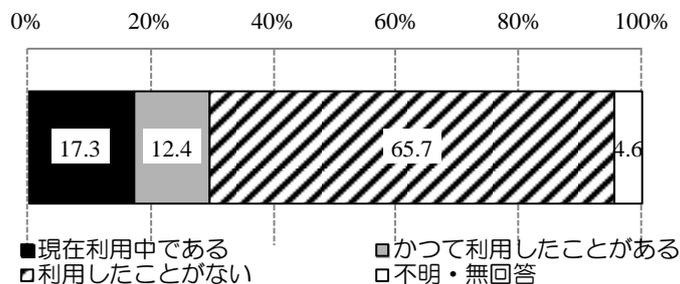


(4) 学童保育所の利用実態と意向

①学童保育所の利用実態

学童保育所の利用について、小学生児童の保護者にたずねたところ、「現在利用中である」は17.3%にとどまり、「かつて利用したことがある」が12.4%と、利用経験者が3割弱の一方、「利用したことがない」が65.7%となっています。

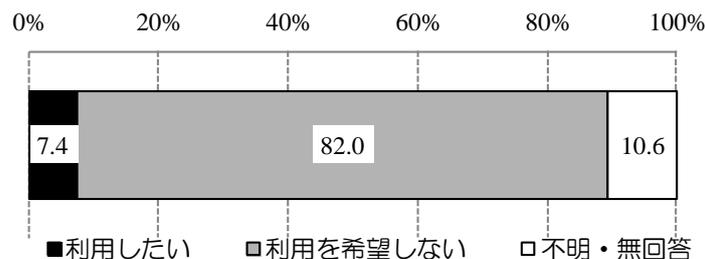
■ 図 12 学童保育所の利用有無 小学生児童 (N=831)



②現在、学童保育所を利用していない方の今後の利用意向

学童保育所の過去利用者（現在利用者は含まない）と未利用者にたずねた、今後の利用意向については、「利用したい」が7.4%と低く、「利用を希望しない」が82.0%と高くなっています。

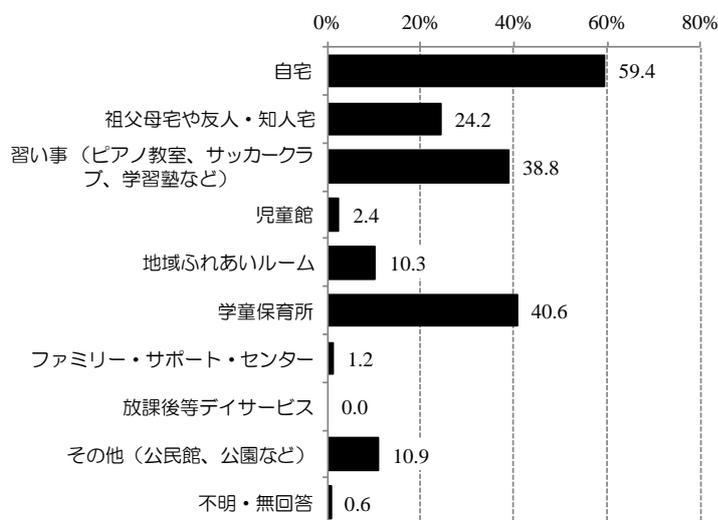
■ 図 13 今後の学童保育所の利用意向 小学生児童 (N=649)



③来年度就学予定の児童の放課後の過ごし方

「自宅」が59.4%、「学童保育所」が40.6%となっています。

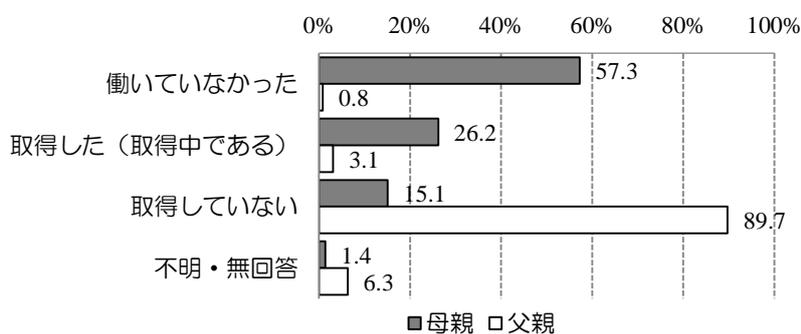
■ 図 14 小学校就学後（小学1年～3年生の間）の放課後の過ごし方 就学前児童（N=165）



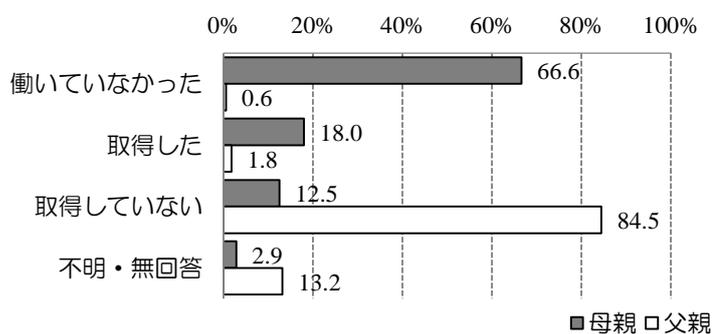
(5) 育児休業の取得状況

育児休業制度の利用状況については、就学前児童、小学生児童ともに、母親で「働いていなかった」が高く、父親で「取得していない」が高くなっています。

■ 図 15 育児休業制度の取得状況 就学前児童
[母親 (N=1,133)、父親 (N=1,061)]



■ 図 16 育児休業制度の取得状況 小学生児童
[母親 (N=800)、父親 (N=721)]



3. 子育て支援施策の実施状況

下記に、次世代育成支援行動計画の保育サービスや子育て支援事業の実施状況、目標事業量の進捗状況等を記載します。

(1) 通常保育事業 0才から5才（途中入園児を含）

兄弟で同じ園の入園を希望する保護者が多くなっているなど、多様なニーズへの対応が求められています。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|---------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 定員数(人) | 1,696 | 1,666 | 1,682 | 1,682 | 1,666 |
| 実績(人) | 1,415 | 1,417 | 1,403 | 1,379 | 1,370 |
| 設置数(箇所) | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |

(2) 通常保育事業 0才から2才（途中入園児を含）

近年は年度途中（特に0歳）に待機児童が生じており、待機児童解消のための受け入れ枠の確保が求められています。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|---------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 定員数(人) | 418 | 422 | 469 | 472 | 481 |
| 実績(人) | 449 | 455 | 473 | 476 | 485 |
| 設置数(箇所) | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |

(3) 延長保育事業（1時間延長）

平成 25 年度の実利用者は約 480 人、延べ利用者は約 19,500 人となっていました。ニーズが多く、今後の充実が望まれています。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|---------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 定員数(人) | 840 | 840 | 840 | 856 | 992 |
| 実績(人) | 376 | 397 | 485 | 487 | 490 |
| 設置数(箇所) | 7 | 7 | 7 | 7 | 8 |

(4) 延長保育事業（2時間延長）

ニーズが少ないこともあり、平成 24 年度より新入園児には実施していません。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|---------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 定員数(人) | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| 実績(人) | 44 | 35 | 22 | 27 | 11 |
| 設置数(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(5) トワイライトステイ事業

夜間養護の利用は少ないですが、休日預かりの利用は年に数件、発生しています。母子家庭で休日預かりの利用など、今後の増加が見込まれています。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|---------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 実績(日) | 0 | 0 | 0 | 78 | 70 |
| 委託先(箇所) | 6 | 5 | 3 | 4 | 4 |

(6) 病後児保育（施設型）

1日1名程度の利用にとどまり、ニーズは少ないという現状です。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|----------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 定員数(人/日) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実績(人/年) | 35 | 4 | 15 | 14 | 15 |
| 設置数(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(7) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

待機児童はないものの、学童保育所利用者は年々増加傾向にあります。共働き家庭が増え、今後、学童保育所の利用率は高くなると考えられます。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|---------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 実績(人) | 426 | 448 | 433 | 463 | 493 |
| 設置数(箇所) | 11 | 12 | 13 | 14 | 14 |

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て親子の交流の場として、多くの親子が利用しています。「センター型」よりも「ひろば型」の運営が主体となっています。地域の親子への訪問支援等、アウトリーチ（手を差し伸べること）支援が課題となっています。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 実績(人) | 480 | 481 | 814 | 839 | 850 |
| 設置数(箇所) (ひろば型) | 2 | 2 | 3 | 4 | 4 |
| 設置数(箇所) (センター型) | 1 | 1 | 1 | | |

(9) 一時預かり事業

平成 25 年度には、延べ 480 人の利用がありました。一時保育を望む保護者は多くなっており、今後もさらなる充実が望まれます。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|---------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 定員数(人) | 5 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 実績(人) | 669 | 400 | 585 | 480 | 513 |
| 設置数(箇所) | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |

(10) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

里親に委託をして事業を実施しており、年に数件程度の利用があります。養護施設では委託先がなく、要保護児童を支援するために、必要不可欠な事業となっています。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|---------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 実績(泊) | 78 | 40 | 0 | 26 | 0 |
| 委託先(箇所) | 6 | 5 | 3 | 4 | 4 |

(11) ファミリー・サポート・センター

NPO 法人に運営を委託しています。病児預かりや夜間等、緊急時の預かりなど、多様なニーズへの対応が求められています。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|---------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 実績(件) | 1,139 | 1,182 | 1,127 | 1,306 | 1,300 |
| 設置数(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(12) 保健福祉センターの開設

平成 25 年 1 月、新たに橋本市保健福祉センターを開設しました。市民の健康増進のためのサービス向上を図っています。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|---------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 設置数(箇所) | — | — | 1 | 1 | 1 |

(13) 休日急患センターの設置

橋本市保健福祉センター新設に伴い、平成 25 年 3 月、伊都地方休日急患診療所が同センター内に移設されました。新たに伊都地方休日急患歯科診療所も設置し、休日の緊急時への対応を図っています。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|---------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 設置数(箇所) | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |

(14) 児童虐待防止（要保護児童対策地域協議会）

こども課に事務局を置き、運営しています。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|----|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 設置 | — | 有 | 有 | 有 | 有 |

(15) 世代間交流

市内全小学校 4 年生及び全中学 3 年生を対象に、「いのちを育む授業」を実施し、児童・乳幼児とその保護者、行政関係者や地域の子育て支援関係者との交流を図っています。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|-----|----------|----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 実施数 | 1 小学校 | 5 小学校 | 14 小学校 | 14 小学校 | 15 小学校 |
| | — | 2 中学校 7 クラス | 3 中学校 9 クラス | 7 中学校 19 クラス | 7 中学校 18 クラス |

(16) 両親教室（名称変更：ママパパ教室）、子育て親子の交流等

健康課が中心となって実施しています。両親教室はママパパ教室に名称変更しました。

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (見込み) |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------------|
| 参加人数(延) (乳児交流教室) | 母 582 子 582 | 母 691 子 693 | 母 586 子 595 | 母 624 子 628 | 母 580 子 586 |
| 参加人数(延) (ママパパ教室) | 妊婦 106 夫 10 | 妊婦 134 夫 38 | 妊婦 86 夫 29 | 妊婦 63 夫 27 | 妊婦 50 夫 20 |

第4章 施策の展開

基本目標1 地域ぐるみで子育て・子育て支援の充実

子育てを地域社会全体で支えるために、地域の関連機関等の連携により、子育て支援のネットワークを構築し、子育て家庭にとってより身近でより利用しやすい子育て支援サービスを充実し、子育てをする家庭や子どもたち自身を地域全体で支えていく地域ぐるみの子育て支援に取り組みます。

主要課題（1）地域における子育て支援サービスの充実

子育て中の保護者の育児不安や負担感を軽減するため、妊娠期から様々な支援を展開しています。今後も、分かりやすい情報提供、専門職の支援等充実させるよう努めます。

また、保育園や幼稚園、認定こども園において、在園児以外の親子に対する園庭開放、子育て講座、異年齢児交流等を進めるとともに、保育園、幼稚園の統合による認定こども園の設置により、子育て支援センターを積極的に設置し、交流事業や相談事業に取り組みます。

【施策の方向】

- ① 地域ぐるみの子育て支援
- ② 情報提供と相談活動の充実
- ③ 仲間づくりの場の充実

【主な活動】

- ・ 子育て支援センター事業
- ・ 健康相談事業
- ・ 子育てサークルの育成・活動支援
- ・ ママパパ教室の充実
- ・ 乳児交流教室 など

主要課題（2）教育・保育サービスの充実

教育・保育サービスについては、平成27年度より施行される子ども・子育て支援新制度に基づき、量の確保と質の向上を図っていきます。

これからも、平日昼間の保育サービスについては、保育需要の動向等を注視しながら整備を進めます。

また、保護者の多様な就労形態に対応するため、延長保育事業、預かり保育等を実施します。また、保育園、幼稚園、認定こども園の適正配置に努め、園における人権教育を行うとともに、就学に向けた連携を図り、情報交換を強化します。

【施策の方向】

- ① 教育・保育サービスの量と質の確保
- ② 多様な保育サービスの提供
- ③ 幼児期の教育・保育の一体的提供

【主な活動】

- ・ 認定こども園の整備
- ・ 児童発達支援事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 預かり保育事業
- ・ 教育・保育に携わる職員研修の充実
- ・ 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連携 など

主要課題（3）子どもの居場所づくり

子どもたちが地域で安心して遊べるように、これまで市内の6公園でバリアフリー化工事を実施しました。今後も、公園や広場等の整備・充実に努めるとともに、地域での子どもの活動の場や居場所づくりを進めます。

本市アンケート結果で、学童保育利用者に良い点をたずねたところ「指導員の対応について」が7割となっていました。今後も、学齢期の支援として、ニーズの高い放課後子ども教室推進事業や放課後児童健全育成事業を効率的、効果的に運用するとともに、放課後子ども総合プランに基づく事業の展開を進めます。

【施策の方向】

- ① 放課後児童対策の充実
- ② 児童館等の充実

【主な活動】

- ・ 公園・広場等の整備
- ・ 放課後子ども教室事業
- ・ 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- ・ 子ども館・児童館活動の充実
- ・ 各種図書館事業の充実
- ・ 放課後等デイサービス など

主要課題（2）小児医療の充実

医療面では、緊急医療体制、休日急患医療体制を継続し、医療機関との連携のもと、地域医療を推進し、小児医療の充実に努めます。

乳幼児医療費、小学生医療費、中学生医療費を助成することにより、子育て世帯を経済的に支援します。

【施策の方向】

- ① 小児医療体制・夜間救急医療体制の充実
- ② かかりつけ医等の普及
- ③ 医療費に係る経済的支援

【主な活動】

- ・ 緊急医療体制の充実
- ・ 休日急患医療体制の充実
- ・ AED の設置
- ・ 乳幼児医療費、小学生医療費、中学生医療費助成制度 など

基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備

子どもがお互いの人権を尊重し、生命の大切さや多様性を認め合い、思いやりの心をもった豊かな人間性と主体的に生きる力を育めるように学校教育を充実します。また、ふるさとを愛し社会の一員としての自覚を身につけ、さらに障がいの有無に関わらず一人一人の個性や可能性を最大限に発揮し健やかに成長していけるような教育環境を整備していきます。

主要課題（1）学校教育環境の充実

児童・生徒の基礎学力を高めるとともに、一人一人の可能性や個性を伸ばし、他者の個性や差異を尊重する心の豊かさを育み、自立・共生する力を学び取りたくましく生きる力を身につけるように教育の充実に努めます。さらに、郷土を愛し、地域への認識を深め、子どもも地域の一員であるという意識を育て社会参画していけるような教育を地域と共に進めていきます。また、学校、地域、家庭が連携し、きめ細かな教育を推進し、いじめや不登校などにも適切に対応できるように、相談・指導体制の充実に努めます。

【施策の方向】

- ① 教育方法の改善と教職員の資質向上
- ② 教育相談の充実
- ③ 地域とつながる学校づくり

【主な活動】

- ・ 教職員研修の充実
- ・ 橋本市教育研究委託事業の推進
- ・ スクールカウンセラー配置事業の活用
- ・ 共育コミュニティの推進 など

主要課題（2）家庭や地域の教育力の向上

家庭における子育ては、子どもと親が共に過ごす時間の中で、コミュニケーションを取りながら、互いに学びあうことで共に成長できる大切な要素となります。

家庭における様々な子どもとの関わりあい方を知り、また、保護者同士との交流による情報交換により、より豊かな家庭教育を行うことができるよう、家庭教育支援事業等の取り組みを通じて子育て環境の整備を行い、家庭教育の普及・啓発と家庭教育のさらなる充実をめざします。

また、子育ての主体は基本的には保護者であるものの、地域社会全体で子育て家庭を見守り、支援することが大切です。地域は生活の場やふれあいの場、コミュニケーションの場です。様々な人たちが交流できる環境が子どもたちを健やかに育てます。

そのため、地域において安心して子育てができる環境をつくり、子育て家庭が安心して気持ちよく子どもを育てることができるよう、地域住民が子育ての大変さを理解し、保護者やその子どもを温かく見守りながら日常的に手を差し伸べることが大切です。地域の関係団体・関係機関と連携し、様々な機会を通して、地域社会において子育てを支援することについての大切さを啓発するとともに、子育てを支援する体制の整備を図ります。

【施策の方向】

- ① 学習機会・情報提供の拡充

【主な活動】

- ・家庭教育支援事業
- ・各地区公民館事業
- ・教育フォーラムの開催
- ・PTA 活動の充実
- ・人材バンクの登録事業 など

主要課題（3）児童の健全育成の取り組み

子どもや若者がふるさとに関心の目を向け、遊び場や活動の機会づくりなどに主体的に関わり、子どもや若者同士あるいは大人と協力・連携してよりよいものにつくり上げていけるように、ふるさとを知る機会づくりの提供やまちづくりへの参加を促進します。さらに、主体的に行動することにより自信を深め、たくましく生きていけるように、子どもや若者の能力を発揮する機会を充実していきます。

【施策の方向】

- ① 体験活動等の充実
- ② 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【主な活動】

- ・青少年団体連絡協議会事業
- ・スポーツ少年団活動の推進
- ・中学生ボランティア活動の推進
- ・青年指導員連絡会事業 など

主要課題（4）次代の担い手づくり

次の世代の親となる若者が社会に出て成熟した大人として精神的にも経済的にも自立した生活を送ることができるようにすることが大切です。

また、若者が子育てに対して精神的な負担感をつのらせ、結婚や出産に踏み切れないことがないように、あるいは、親になってから初めて子どもに接し、戸惑うことがないように、子育て家庭との交流や子育て体験等を通して子育てへの関心が高まるように努めます。

【施策の方向】

- ① 世代間交流の促進

【主な活動】

- ・キャリア教育（職場体験学習）の推進
- ・いのちを育む授業
- ・男女共同参画事業
- ・公民館事業（三世代交流会） など

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が快適に過ごせるように、水と緑の豊かな自然環境との共生を図るなど良好な住宅環境の確保に努めます。

また、子どものみならず妊産婦や高齢者、障がい者等だれもが安心して外出できるように、また、活動の場が広がるように道路・交通安全施設のバリアフリー化を進めるとともに、利用しやすい快適な施設づくりを進めます。

主要課題（1）安全なまちづくり

地震等災害発生時に子どもが安全に避難できるように、保育・療育・教育施設での防災対策をはじめ、避難体制の確立を図るなど、子どもに配慮した防災対策の充実に努めます。

【施策の方向】

- ① 安全・安心なまちづくり

【主な活動】

- ・ 事故防止に関する啓発
- ・ 防災教育の推進
- ・ 地域における防災活動の促進
- ・ 保育園、幼稚園、認定こども園、学校等の防災対策の推進 など

主要課題（2）良好な住宅及び住環境の整備

子どもやその保護者がゆとりある美しい環境の中で生活できるように、良質な住宅づくりや快適な居住環境の確保に努めます。

また、子どもたちが、いつまでも美しい空気ときれいな水の恩恵を享受できるように、自然環境の保全や環境美化、公害の防止に努めます。

【施策の方向】

- ① 良質な住宅環境等の確保
- ② 開発時の子育て支援施設の整備促進

【主な活動】

- ・ シックハウス対策の実施
- ・ ゴミの分別収集とリサイクルの促進
- ・ 私立幼稚園こども園化整備費補助
- ・ 交通安全施設の整備 など

基本目標5 仕事と生活の調和の促進

近年、夫婦共働き世帯が増加し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた、持続可能な環境づくりが必要となっています。「男女共同参画社会基本法」における基本的な視点をもって、今後の施策に取り組みます。仕事と子育てが両立できるよう、また、すべての人が多様なライフスタイルが選択でき子育てができる支援策の充実に努めます。

主要課題（1）仕事と子育ての両立の支援

固定的な性別役割分担意識等を解消し、男女が共に協力して子育てや家事・介護などが行えるように、男女共同参画についての考え方を普及・啓発します。

子どもが家庭の温かなふれあいの中で心豊かに育っていくためには、男女が共に子育てや介護、家事等の責任を担い、協力し合い家庭を築いていくことが重要であることや、子どもも家庭の一員として協力していく必要があることを啓発するとともに、男性の子育て等家庭生活への参画を促進します。

【施策の方向】

- ① 働き方の見直しの啓発活動
- ② 事業主への啓発活動
- ③ 女性の再就職の支援

【主な活動】

- ・ 男女共同参画意識の啓発と教育
- ・ 男女共同参画についての事業者への周知と啓発
- ・ 男性の子育て等家庭生活への参画促進
- ・ 職業能力の開発及び情報の提供
- ・ 女性のエンパワーメントの促進 など

基本目標6 子どもたちの安全の確保

家庭における乳幼児の不慮の事故を防止するため、家庭でできる危険の排除や安全確保のための環境整備に関する知識の普及を図るとともに、事故予防のための啓発を進めます。また、子どもを交通事故から守るため、関係機関や団体、地域等との連携を強化し、交通安全教室を進めるとともに、市民に対し運転マナーや道路利用マナーに関する啓発を進めます。

さらに、犯罪や災害から子どもを守るため、関係機関や団体、地域等との連携を強化し、子どもに対する防犯指導や防災教育を進めるとともに、地域での見守りや防災・避難体制の確立を図ります。

主要課題（1）事故を防止する安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察等関係機関や団体、地域住民等の協力・連携により、交通安全意識を高めるとともに、交通を妨げる行為の解消等を進めます。

また、家庭における乳幼児の不慮の事故を防止するための知識の普及に努めます。

【施策の方向】

- ① 安全な道路交通環境の整備
- ② 交通安全教育の推進
- ③ 家庭での事故防止の啓発

【主な活動】

- ・交通安全教育の推進
- ・登下校の見守り活動
- ・通学路の安全点検
- ・定期健診時等における安全確保知識の普及
など

主要課題（2）犯罪等の被害から守る活動

子どもが地域で安全に過ごせるように、緊急避難が可能な体制を充実するとともに、警察等関係機関や団体、地域住民の協力・連携により、凶悪化・多様化した犯罪の防止に努めます。

【施策の方向】

- ① 地域ぐるみで犯罪を防止

【主な活動】

- ・安全パトロールの推進
- ・きしゅう君の家運動の推進と周知活動
- ・子ども安全教室などによる防犯意識の啓発
- ・防災はしもとメールの配信
- ・防災行政無線を活用した安全啓発
- ・地域健全育成会議
など

主要課題（3）被害に遭った子どもへの支援

犯罪や虐待などで心や体に深い傷を負った子どもに対し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を防ぎ、専門機関やカウンセラーなどの専門家と連携し、臨床心理士等専門家、関係機関との連携などによる心のケアを図ります。

【施策の方向】

- ① カウンセリングや相談助言活動の充実

【主な活動】

- ・ カウンセリング等支援事業 など

基本目標7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進

児童虐待や不登校などの問題がより深刻化し、心身共に健やかな子どもを育てることの必要性が一層高まってきています。子どもがのびのびと成長していけるよう子どもの人権を守る取り組みを進めていきます。

また、安心して子どもを生みゆとりをもって健やかに子どもを育てることができるよう、母と子の健康づくりと子どもの心身の健やかな発達を支援するとともに、思春期からの健康づくりや食育の取り組み、障がいのある子どもへの支援の取り組みを進め、子どもの心身の健康を守る取り組みを推進します。

主要課題（1）児童虐待防止対策の充実

保護者をはじめ地域住民、教育関係者、行政関係者等、子どもに関わるすべての人が、子どもも市民の一員であり自分の意見や価値観をもち、豊かに生きる権利をもつ主体であることを理解し行動できるよう啓発します。

また、子どもに対する虐待を未然に防止するため、親子が発信する様々なサインを受け止め、子育てに寄り添う乳幼児健診、相談、指導の充実に努めるとともに、健診等の未受診者に対する取り組みや予防活動に努めます。

さらに、虐待を早期発見するため、市民の通告義務についての啓発を行うとともに、迅速かつ適切な対応を行うため、関係各課や関係機関・団体による児童虐待防止活動の強化を図ります。

【施策の方向】

① 児童虐待防止ネットワークの充実

【主な活動】

- ・ 子どもの人権に関する啓発
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営
- ・ 児童相談事業及び関係機関の連携
- ・ 乳幼児等健診未受診者へのフォロー
- ・ 子育て関係団体との連携
- ・ いのちを育む授業
- ・ 子育て短期支援事業
(トワイライトステイ含) など

主要課題（２）ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、関連する社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請するとともに、市の各種給付について充実に努めます。

【施策の方向】

- ① 母子家庭等の自立のための支援
- ② 施策・取り組みについての情報提供

【主な活動】

- ・ 自立支援員による就労支援
- ・ 児童扶養手当の給付
- ・ ひとり親家庭医療助成事業
- ・ 母子寡婦福祉資金貸付制度受付
- ・ 助産施設入所事業
- ・ 母子生活支援施設事業 など

主要課題（３）児童発達支援施策の充実

障がいのある子どもや発達につまずきのある子どもが一人一人の可能性を伸ばし自立や社会参加ができるように、障がいの程度や発達段階に応じた療育・保育・教育の内容を充実させます。また、保健・医療・福祉・療育・教育関係機関の連携を強化し、一貫した相談・指導体制とし、行政機関の中で関係する課との連携強化を行い、発達相談事業の推進に取り組みます。

【施策の方向】

- ① 早期発見と療育、教育・保育の充実
- ② 支援が必要な児童へのサービスの充実

【主な活動】

- ・ 特別支援学級などにおける教育・訓練の充実
- ・ 児童発達支援事業の推進
- ・ 研修等による教職員の専門性の向上
- ・ 加配保育士・教職員の配置
- ・ 発達相談員による相談支援の推進
- ・ 療育検討委員会
- ・ サポート教室、ことばの教室の設置
- ・ のびのび教室事業
- ・ たんぽぽ園の充実 など

第5章 計画の目標値等

1. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

| (単位：人) | | 平成25年度(実績) | | | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | |
|----------------------|---------------------------------|------------|----------|----------|--------|----------|----------|--------|----------|----------|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 |
| | | 3～5歳 | 3～5歳 | 0～2歳 | 3～5歳 | 3～5歳 | 0～2歳 | 3～5歳 | 3～5歳 | 0～2歳 |
| | | 教育のみ | 保育の必要性あり | 保育の必要性あり | 教育のみ | 保育の必要性あり | 保育の必要性あり | 教育のみ | 保育の必要性あり | 保育の必要性あり |
| ①量の見込み (必要利用定員総数) | | — | — | — | 539 | 892 | 504 | 518 | 857 | 501 |
| ②確保の内容 | 認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設) | 596 | 869 | 426 | 675 | 897 | 468 | 593 | 858 | 498 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差(②-①) | | — | — | — | 136 | 5 | ▲36 | 75 | 1 | ▲3 |

| (単位：人) | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|----------------------|---------------------------------|--------|----------|----------|--------|----------|----------|--------|----------|----------|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 |
| | | 3～5歳 | 3～5歳 | 0～2歳 | 3～5歳 | 3～5歳 | 0～2歳 | 3～5歳 | 3～5歳 | 0～2歳 |
| | | 教育のみ | 保育の必要性あり | 保育の必要性あり | 教育のみ | 保育の必要性あり | 保育の必要性あり | 教育のみ | 保育の必要性あり | 保育の必要性あり |
| ①量の見込み (必要利用定員総数) | | 514 | 851 | 491 | 500 | 826 | 483 | 496 | 820 | 474 |
| ②確保の内容 | 認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設) | 593 | 858 | 498 | 621 | 828 | 484 | 621 | 828 | 475 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差(②-①) | | 79 | 7 | 7 | 121 | 2 | 1 | 125 | 8 | 1 |

(1) 1号認定〈3～5歳〉

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

平成27年度に橋本幼稚園及び応其幼稚園がそれぞれ橋本こども園及び応其こども園に統廃合されます。また、平成30年度には清水幼稚園と学文路幼稚園が（仮称）学文路こども園に統廃合され、（仮称）山田こども園が新設される予定であり、認可定員は全体として縮小となりますが、ニーズの見込み量は確保されています。新たにこども園が新設される地域では、保護者の教育・保育サービスの選択の幅が広がり、統廃合の地域ではこども園となることにより、保護者の就労状況の変化に関わらない教育・保育の提供が可能となります。

(2) 2号認定〈3～5歳〉

【事業内容】

保育の必要性があり、教育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

平成27年度には、橋本保育園及び橋本東保育園が橋本こども園に、伏原保育園及び名古屋保育園が応其こども園に統廃合されます。また、私立保育園1園がさつき台地区に新設される予定です。平成28年度には、私立幼稚園が認定こども園化を予定しています。平成30年度には、しみず保育園が（仮称）学文路こども園に統廃合され、岸上保育園・柏原保育園・山田保育園が（仮称）山田こども園に統廃合される予定です。

(3) 3号認定〈0～2歳〉

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

施設の整備に関しては、2号認定の確保の方策に記載されているとおりですが、ニーズ調査の見込み量と比較すると平成27年度では36人の不足が見込まれます。平成28年度では、私立幼稚園のこども園化などにより不足が3人まで減少する見込みとなっています。しかし、平成29年度以降はニーズの見込み量は確保される予定です。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 時間外保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間（11 時間）の前後 30 分以上において時間を延長して保育を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

| (単位：人) | 平成 25 年度 (実績) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み | 487 | 510 | 498 | 492 | 480 | 474 |
| ②確保の内容 | — | 1,157 | 1,223 | 1,223 | 1,407 | 1,407 |
| 差 (②－①) | — | 647 | 725 | 731 | 927 | 933 |

【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11 時間）と短時間認定（8 時間）の2区分となり、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。各区分において、必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を今後も確保していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

橋本地区

| (単位：人) | 平成 25 年度 (実績) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み | 43 | 45 | 43 | 43 | 42 | 40 |
| ②確保の内容 | — | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 差 (②－①) | — | ▲ 5 | ▲ 3 | ▲ 3 | ▲ 2 | 0 |

西部地区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 21 | 22 | 22 | 21 | 21 | 20 |
| ②確保の内容 | — | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 差(②-①) | — | 18 | 18 | 19 | 19 | 20 |

紀見地区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 58 | 61 | 60 | 59 | 57 | 55 |
| ②確保の内容 | — | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 差(②-①) | — | 19 | 20 | 21 | 23 | 25 |

城山地区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 62 | 65 | 64 | 62 | 61 | 59 |
| ②確保の内容 | — | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 差(②-①) | — | 15 | 16 | 18 | 19 | 21 |

柱本地区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 5 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ②確保の内容 | — | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 差(②-①) | — | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |

三石地区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 55 | 58 | 57 | 56 | 55 | 52 |
| ②確保の内容 | — | 40 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 差(②-①) | — | ▲ 18 | 23 | 24 | 25 | 28 |

隅田地区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 127 | 133 | 131 | 127 | 126 | 120 |
| ②確保の内容 | — | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 |
| 差(②-①) | — | 27 | 29 | 33 | 34 | 40 |

河南地区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 20 | 21 | 21 | 20 | 20 | 19 |
| ②確保の内容 | — | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 差(②-①) | — | 19 | 19 | 20 | 20 | 21 |

応其地区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 38 | 40 | 39 | 38 | 38 | 36 |
| ②確保の内容 | — | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 差(②-①) | — | 0 | 1 | 2 | 2 | 4 |

高野口地区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 24 | 25 | 25 | 24 | 24 | 23 |
| ②確保の内容 | — | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 差(②-①) | — | 15 | 15 | 16 | 16 | 17 |

境原地区

| (単位：人) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ②確保の内容 | — | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 差(②-①) | — | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |

【確保の方策】

平成26年度において城山地区第2学童保育所として、城山小学校内に専用施設を新築し、紀見地区第2学童保育所として紀見小学校校舎内の空き教室を整備改修し、ニーズ調査の見込み量

を確保する予定です。

また、平成 27 年度において三石地区第 2 学童保育所として、三石小学校校舎内の空き教室を整備改修しニーズ調査の見込み量を確保する予定としています。

国より提示された「放課後子ども総合プラン」を基に、現状行っている事業の効果検証を行いながら、本市の各地区における放課後児童対策を構築します。

(3) 子育て短期支援事業

【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、委託により、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

| (単位：泊数) | 平成 25 年度 (実績) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 |
| ②確保の内容 | — | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| 差 (②-①) | — | 274 | 274 | 274 | 274 | 274 |

【確保の方策】

子育て短期支援事業は児童福祉法第 21 条の 9 により、市町村に努力義務規定が定められている事業であり、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を検討しつつ、利用者の意向を踏まえた上で、本市では市内 1 ケ所で実施していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

| (単位:人回/月) | 平成 25 年度 (実績) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み | 839 | 1,253 | 1,423 | 1,220 | 1,199 | 1,178 |
| ②確保の内容 | — | 1,480 | 1,480 | 1,480 | 1,540 | 1,540 |
| 差 (②-①) | — | 227 | 57 | 260 | 341 | 362 |

【確保の方策】

子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集う場を提供するために、現在実施している4か所から、平成27年度より6か所で、平成30年度からは8か所で事業を実施する予定です。

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので保育所で実施しています。

(ア) 幼稚園の一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

| (単位：人日) | 平成25年度 (実績) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 429 | 687 | 660 | 656 | 636 | 632 |
| ②確保の内容 | — | 2,435 | 2,435 | 2,435 | 2,590 | 2,590 |
| 差(②-①) | — | 1,748 | 1,775 | 1,779 | 1,954 | 1,958 |

(イ) 2号認定による定期的利用

【量の見込みと確保の内容】

| (単位：人日) | 平成25年度 (実績) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 13,613 | 21,142 | 20,303 | 20,171 | 19,582 | 19,435 |
| ②確保の内容 | — | 74,861 | 74,861 | 74,861 | 79,634 | 79,634 |
| 差(②-①) | — | 53,719 | 54,558 | 54,690 | 60,052 | 60,199 |

(ウ) その他の一時預かり(一時保育・トワイライトステイ)

【量の見込みと確保の内容】

| (単位：人日) | 平成25年度 (実績) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 558 | 759 | 759 | 759 | 759 | 759 |
| ②確保の内容 | — | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| 差(②-①) | — | 1,741 | 1,741 | 1,741 | 1,741 | 1,741 |

【確保の方策】

一時預かり事業の幼稚園型については、幼稚園・認定こども園が一体的に事業を実施することを前提とした事業類型が国において検討されています。今後は、国から示される事業類型を確認し、主に教育標準時間認定の子どものニーズを吸収できるよう事業を実施していくこととします。

(6) 病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

【量の見込みと確保の内容】

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 14 | 372 | 363 | 359 | 350 | 346 |
| ②確保の内容 | — | 580 | 580 | 580 | 580 | 580 |
| 差(②-①) | — | 208 | 217 | 221 | 230 | 234 |

【確保の方策】

平成 25 年度における利用実績を考慮し、現状の施設での確保が可能であると考えられます。今後、保護者の働き方や考え方の変化により、利用者数が増加すれば設置箇所数の増加も検討する必要があります。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

| (単位：件) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 1,306 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | 1,350 |
| ②確保の内容 | — | 1,350 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | 1,350 |
| 差(②-①) | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

今後も安定して提供会員を維持するため、広報活動に力を入れて取り組むとともに、より安心安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児童解消や育児不安・育児負担の軽減のためにそれらを個々のニーズに応じて、確実に提供する必要があります。子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育、一時預かり事業、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用者支援事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

| (単位：箇所) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | — | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保の内容 | — | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差(②-①) | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度に伴う多様な子育て支援サービスの利用について、よりきめ細かな情報提供・相談支援を行い、利用者支援機能の充実を図ります。

(9) 妊婦健診

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 409 | 408 | 399 | 395 | 387 | 378 |
| ②確保の内容 | — | 430 | 430 | 430 | 430 | 430 |
| 差(②-①) | — | 22 | 31 | 35 | 43 | 52 |

【確保の方策】

今後も引き続き、より安心して健やかな妊娠出産が行えるよう支援していきます。

(10) 乳児全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 409 | 408 | 399 | 395 | 387 | 378 |
| ②確保の内容 | — | 408 | 399 | 395 | 387 | 378 |
| 差(②-①) | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

(11) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

| (単位：人日) | 平成 25年度 (実績) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|---------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 0 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| ②確保の内容 | — | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| 差(②-①) | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

要保護児童地域対策協議会などを通じ、養育支援が必要であると判断された家庭に対して、確実に訪問できるよう支援力のアップにつなげていきます。また、ファミリーサポートセンターと連携を図り、きめ細かな支援に努めます。

3. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

乳幼児数・園児数の動向を見ながら、認定こども園の整備を進めていきます。今後、平成 27 年度には公設民営のこども園が 2 園、平成 28 年度には私立のこども園が 2 園、平成 30 年度には公設民営のこども園が 2 園開園する予定です。

子どもたちが幼児教育から小学校教育へなめらかに移行するための取り組みとして、保育者と教職員が相互参観や合同研修する機会や、園児と小学生が交流する機会、小学校区内の園児同士が交流する機会を計画的に実施していきます。また、保育者と教員が連携して作成した橋本市幼児教育統一カリキュラムの実践による研修を通して、発達や学びの連続性の大切さを確認しあい、より充実した教育・保育に努めます。

第6章 計画の推進

1. 推進体制の充実

(1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、庁内関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民と共に推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「橋本市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。

計画の点検・評価体制案

